

クリックすると各ページが開きます

『給水装置工事技術指針 2025』発売後に判明した訂正事項一覧表

『給水装置工事技術指針2025』発売後に判明した訂正事項一覧表 2025.5.26

番号	編	掲載場所	初版	初版（訂正版）
1	2	35頁 上から13行目	水道法施行規則第9条 四 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による・・・	水道法施行規則第9条 四 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による・・・
2		49頁 上から7行目	水道法第34条の2第2項 ・・・国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質検査に関する事項については、環境省令）・・・	水道法第34条の2第2項 ・・・国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）・・・
3	6	262頁 上から8～11行目	建設業法第7条 2 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。 イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。第26条の7第1項第二号ロにおいて同じ。）・・・	建設業法第7条 2 その営業所ごとに、 営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第11条第4項及び第26条の5において同じ。）を専任の者として置く者であること。 イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。第26条の8第1項第二号ロにおいて同じ。）・・・
4		263頁 上から17行目	建設業法第15条 2 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。・・・	建設業法第15条 2 その営業所ごとに、 特定営業所技術者（建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。第26条の5において同じ。）を専任の者として置く者であること。 ・・・
5		264頁 上から8行目	建設業法第26条第3項 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し、第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。	建設業法第26条第3項 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、 次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。 一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者 イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未滿となるものであること。 ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。 ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。 ニ 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者
6	264頁 上から13～14行目	建設業法第26条第4項 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。	建設業法第26条第4項 前項ただし書の規定は、同項 各号 の建設工事の工事現場の数が、同一の 主任技術者又は監理技術者 が各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行つたとしてもその適切な 遂行 に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。	
7	264頁 上から18～20行目	建設業法第26条第5項 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（ 特例監理技術者を含む。 ）は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。	建設業法第26条第5項 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（ 同項各号に規定する監理技術者を含む。次項において同じ。 ）は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。	
8	8	324頁 上から20行目	水道法施行規則第31条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項の表に掲げる検定種目のうち、・・・	水道法施行規則第31条 建設業法施行令 第37条 第1項の表に掲げる検定種目のうち、・・・

[目次に戻る](#)

『給水装置工事技術指針2025』発売後に判明した訂正事項一覧表 2025.5.26

1	資料編 1	358頁 上43行目	水道法第24条の5 一 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 二 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第1項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	水道法第24条の5 一 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 二 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第1項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 三 選定事業者の水道事務所の所在地
		370頁 上5行目	水道法第33条 ・・・又はその判断することができない理由を 附 して、・・・	水道法第33条 ・・・又はその判断することができない理由を 付 して、・・・
		378頁 上3～10行目	水道法第54条 一 第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に 附 された条件に違反した者 六 第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に 附せ られた条件に違反した者	水道法第54条 一 第9条第1項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に 付 された条件に違反した者 六 第29条第1項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に 付 された条件に違反した者
4	資料編 2	382頁 上17行目	水道法施行令第7条 二 第5条第1項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において 土木工学以外の 工学、理学、農学、医学若しくは薬学・・・	水道法施行令第7条 二 第5条第1項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学・・・
5	資料編 3	393頁 上8行目	水道法施行規則第9条 四 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定に 規定する 土木施工管理に・・・	水道法施行規則第9条 四 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定に よる 土木施工管理に・・・
6		395頁 上32行目	水道法施行規則第14条 一 令第5条第1項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該 課程 を修めて・・・	水道法施行規則第14条 一 令第5条第1項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該 科目 を修めて・・・
7		404頁 上31～35行目	水道法施行規則第15条の7 登録水質検査機関は、法第20条の9の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、 次に掲げる事項を記載した 届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一 休止又は廃止する検査の業務の範囲 二 止又は廃止の理由及びその予定期日 三 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	水道法施行規則第15条の7 登録水質検査機関は、法第20条の9の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、 様式第16の3による 届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
8	資料編 3	405頁 上40～43行目	水道法施行規則第17条 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1（結合残留塩素の場合は、0.4）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2（結合残留塩素の場合は、1.5）以上とする。	水道法施行規則第17条 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1 mg/l （結合残留塩素の場合は、0.4 mg/l ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2 mg/l （結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l ）以上とする。
9		406頁 上8～21行目	水道法施行規則第17条の2 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視 又はこれと同等以上の方法 その他適切な方法により点検を行うこと。 三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第3項において同じ。）にあっては、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。 2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 一 点検の年月日 二 点検を実施した者の氏名 三 点検の結果 3 水道事業者は、第1項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。	水道法施行規則第17条の2 二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視 又はこれと同等以上の方法 その他適切な方法により点検を行うこと。 三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第3項において同じ。）及び 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等（損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に水の供給又は当該道路、河川、鉄道等に大きな支障を及ぼすおそれがあるものに限る。次項及び第3項において同じ。） にあっては、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。 2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物 及び道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等 に係るものに限る。）を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。 一 点検の年月日 二 点検を実施した者の氏名 三 点検の結果 3 水道事業者は、第1項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物 又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等 の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物 又は道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等 を利用している期間保存しなければならない。
10		410頁 上13～16行目	水道法施行規則第21条 3 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、1の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。	水道法施行規則第21条 3 指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、 選任しようとする者が同時に2以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。